

任意予防接種費用は自己負担 でも費用を一部助成します

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症ワクチンに関して、中学3年生・高校3年生相当の年齢の人へ任意接種の費用助成を実施します。接種を希望する人の経済的負担を軽減し、健康保持を推進することを目的としています。接種の際は、下記の助成制度をぜひご利用ください。

町では、任意予防接種の費用助成を他にも実施しています。助成対象となる予防接種とその対象者についての詳細は下記のQRからご確認ください。

費用助成制度の活用を

任意予防接種の費用助成は他にも



※5_助成限度額に満たなかった場合は、500円毎に区切った額を助成します。接種金額を上回って助成することはありません。なお、他団体などから同様の助成を受けた場合、その額は除きます。また、申請から交付決定までの間に、申請者が転出などの理由で邑楽町民でなくなった場合は助成対象外となります。※6_コハクペイは申請者住所に郵送(簡易書留)します。申請者が受け取らず、保健センターに返送された場合の再送はできません。この場合、保健センター窓口でのお渡しになります。

別記申請方法など

必要書類 医療機関が発行する支払額を証明するもの(領収書や明細書)

※領収書や明細書に以下の項目が記載されていることを確認してください。

- ①被接種者氏名 □④接種金額
- ②接種日 □⑤接種医療機関名
- ③接種ワクチン名

電子申請

電子申請画面は、右のQRから
▶受付時間 24時間いつでも



窓口(来所)

必要書類を持って保健センターへ
▶受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

●任意予防接種費用の一部助成

	新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ
対象者	接種日時時点で邑楽町民であり、令和7年度で次のいずれかに該当する人 ①中学3年生相当の年齢(H22.4.2～H23.4.1生) ②高校3年生相当の年齢(H19.4.2～H20.4.1生)	
助成限度額 (1年度1回)	5,000円※5	2,000円※5
コハクペイで交付	 ※6 (両方を接種し一括申請した場合、10,000円※5)	
対象期間	10月1日～令和8年1月31日	
申請期間	接種した日～令和8年2月27日	
申請方法	必要書類を揃えて、別記の  か 	

任意予防接種の費用助成

10月から接種開始 接種期限をお見逃しなく!

接種は努力義務なし
効果と副反応を理解して

定期接種の中で、接種できる期間が限られた季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種が始まります。この2つのワクチンは予防接種法上、B類定期接種に位置づけられています。B類定期接種は、個人の発病や重症化予防に重点が置かれていて、接種することによって努力義務はありません。

また、ワクチンには効果が期待される一方で、副反応が生じる可能性もあります。このことを十分に理解した上で、本人の判断に基づいて接種を行ってください。

●10月開始の定期予防接種

	新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ
対象者 (年齢は接種日時点)	接種日時時点で邑楽町民であり、①②のいずれかに該当する人 ①65歳以上(S35.12.31以前生まれ) ②60歳以上65歳未満であって次のいずれかに該当する →心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある →ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある ②に該当する人は、事前に申請が必要です。接種前に保健センターへご連絡ください。	
自己負担金※1	3,000円	1,000円
接種期間	10月1日～ 令和8年1月31日	10月1日～ 令和8年1月31日
接種回数・方法※2	毎シーズン1回 (筋肉内注射)	毎シーズン1回 (皮下注射)
対象者への通知発送時期※3	9月18日 	9月18日 
接種場所※4	邑楽郡、館林市、太田市、足利市の実施医療機関	

※1_生活保護受給者は無料です。生活保護受給者で予診票に「免除」印がない場合は、接種前に保健センターへお問い合わせください。※2_他ワクチンとの同時接種は医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他ワクチンとの接種間隔に制限はありません。※3_到着までに2週間程度かかる場合があります。※4_指定の接種場所以外で接種する場合は、手続きが必要となる場合があります。事前に保健センターにお問い合わせください。

感染症の予防は先手必勝!
健康を守る

一つの選択肢、予防接種



問合先 役場健康づくり課(保健センター) ☎0276-88-5533